

福祉事務所だより

期限内の届け出をお願いします

児童扶養手当現況届

児童扶養手当を受けているかたは、8月中旬に「児童扶養手当現況届」を提出することになっています。この届けは、受給者に義務付けられたもので、8月1日現在における状況を記載し、児童扶養手当を引き続き受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合、受給資格があつても8月分以降の手当（平成30年12月支給分から）が受けられなくなり、期日までの提出をお願いします。

○現況届の送付

7月下旬郵送済み

○受付期限 8月31日（金）

○手続きに必要なもの

- ① 現況届
 - ② 児童扶養手当証書
 - ③ 印鑑
 - ④ 受給者および児童の健康保険証の写し（全員分）
 - ⑤ 養育費などに関する申告書
- 児童と別居されているかた
- ・ 別居監護申立書

※その他、必要に応じて提出していただく場合があります。詳しくはお問い合わせください。

特別児童扶養手当所得状況届

特別児童扶養手当を受けているかたは、所得額および受給資格を確認するため「特別児童扶養手当所得状況届」を提出することになっています。

提出がない場合、受給資格がなくなる場合がありますので、期日までの提出をお願いします。

○所得状況届の送付

8月上旬郵送

○受付期限 9月10日（月）

○手続きに必要なもの

- ① 所得状況届
 - ② 特別児童扶養手当証書
 - ③ 印鑑
- ※必要に応じて提出するもの
- 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかた
 - ・ 手帳の写し
- 平成30年1月2日以降に本町に転入されたかた
- ・ 前住所地の市町村長の証明する所得証明書

ひとり親家庭医療更新書類

ひとり親家庭医療費助成を受けているかたは、8月中旬に「ひとり親家庭医療費助成受給資格者証認定（更新）申請書」を提出することになっています。

この届けは、受給者に義務付けられたもので、8月1日現在における状況を記載し、ひとり親家庭医療費助成を引き続き受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合、受給資格があつても8月分以降の医療費の助成が受けられなくなりますので、期日までの提出をお願いします。

○現況届の送付

7月下旬郵送済み

○受付期限 8月31日（金）

○手続きに必要なもの

- ① ひとり親家庭医療費助成支給資格者証
 - ② ひとり親家庭医療費助成支給資格者証認定（更新）申請書
 - ③ 印鑑（ゴム印など不可）
 - ④ 健康保険証（受給者・児童全員分）
 - ⑤ 養育費などに関する申告書
 - ⑥ 前住所地の市町村長の証明する所得証明書
- （平成30年1月2日以降に本

町へ転入されたかた）

⑦ 別居監護申立書

（児童と別居されているかた）

※児童扶養手当受給者のかたは

④、⑥、⑦は省略可。

○書類など提出先

役場福祉事務所子育て支援係
または指江庁舎総合管理課

◎問い合わせ先

役場福祉事務所子育て支援係
☎（86） 1146 「直通」

介護職員を応援します

町では、慢性化している介護人材不足に対応するため、介護職員初任者研修の受講に必要な費用を助成します。

○対象者

・ 介護分野に就職を希望する一般求職者

・ 現在、介護分野に従事しているが、資格を持っていないかた

※町内の介護事業所などで働く予定のかたに限り、ます。

○助成金額 研修費の80%

※ほかの助成金を受けると、その助成金を控除した額の80%

○手続きの流れ

① 申請

介護職員初任者研修の受講前に、補助金交付申請書に必要

書類を添付し、印鑑を持参のうえ提出してください。

② 研修受講

町から補助金交付決定通知が交付されたら、介護職員初任者研修の受講を開始してください。

③ 終了報告

研修終了後、必要書類を添付して補助金請求書を提出してください。

④ 支払い

町が書類を審査し、助成金を支給します。

○書類など提出先

役場福祉事務所老人福祉係
または指江庁舎総合管理課

◎問い合わせ先

役場福祉事務所老人福祉係
☎（86） 1146 「直通」

